

戸籍法制上の個人情報保護措置

1 戸籍の記録の保全及び保護に関する取扱い

戸籍の記録の保全及び保護に必要な措置については、次のとおり取り扱われている（平成6年11月16日法務省民二第7000号民事局通達の第1）。

(1) 情報漏洩を防止するための措置

戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う場合、市区町村長は、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍の滅失及びき損並びにこれらに記録されている事項の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならないこととされている。

(2) 必要な措置の具体的内容

戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う市区町村長が講ずべき戸籍情報の保全及び保護に必要な措置の具体的内容については、次のアからクに掲げられた事項を実施しなければならないこととされている。

ア 管理体制

戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う市区町村長は、戸籍情報を適切に管理するために、管理責任者、事務担当者、事務担当者の担当事務の範囲等及びその権限と責任の所在を明確にしておかなければならないこととされている。

イ 研修等

職員の誤操作による戸籍データのき損を防止するために、職員に対し、戸籍データの重要性及びプライバシー保護に関する意識の高揚を図るとともに、電子情報処理組織の操作方法の周知徹底を図るため、事故発生時のマニュアルをあらかじめ作成し、職員に周知することとされている。

ウ 戸籍データ等の管理

磁気記録及びプログラムを適切に管理することとされ、例えば、保護管理者は、定期的又は随時、磁気記録及びプログラムの異状の有無を点検しなければならないこととされている。

媒体及び出力帳票の管理については、保護管理者は、記録媒体及び出力帳票の保管を適正に行うため、これらの授受及び保管の記録、保管場所の指定、廃棄の方法等について必要な措置を講じなければならないとされ、磁気テープ及び出力帳票の廃棄については、特に確実にを行う必要があるとされている。

エ ドキュメントの管理

ドキュメントは、施錠のできる保管場所に保管することとされ、保護管理者は、ドキュメントの保管を適正に行うため、その保管場所の指定、廃棄の方法等について必要な措置を講じなければならないとされ、ドキュメントを複写し、又は持ち出すときは、保護管理者の承認を得なければならないとされている。

オ パスワード等の管理

戸籍情報システムは、戸籍記録を保全し、その漏えいを防止するため、事前に登録されたパスワード、識別カード等によって、端末装置の操作者が正当な権限を有する者であることを確認した上でなければ、端末装置の操作をすることができない機能を有するものとするとき

れ、戸籍事務を処理する電子情報処理組織では、端末装置の操作者を確認するために事前に登録されたパスワード、識別カード等を使用しなければならないこととされている。

カ 機器等の管理

コンピュータ、磁気ディスク等については、障害、盗難、戸籍情報の漏えい等を防止するため、独立した電子計算機等を設けるなどして適切な設置及び管理をすることとされている。

端末装置の設置については、その操作画面及び処理内容が第三者に知られることがないようにしなければならないが、第三者の事務室内への立入りの場合も想定して、端末装置の設置に配慮しなければならないこととされている。

キ 保管施設の管理及び保安

コンピュータ等の設置施設及び戸籍データの保管施設は、通常、独立した電子計算機室等を指し、独立した電子計算機室を設けない場合には、部外者の立入りを排除、制限する措置を採り、コンピュータ等に部外者が接近できないような措置をとらなければならないこととされている。また、防火、地震対策、水害対策等、コンピュータ等の保全に万全を期さなければならないこととされている。

ク 事故発生後の措置

事故が発生した場合には、事故の経緯、被害の状況等を調査し、復旧のため必要な措置を講じなければならないこととされ、万一、事故により戸籍の記録が滅失したときは、遅滞なく管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に申報しなければならないこととされている。

(3) 戸籍情報システムが有している機能

戸籍情報システムは、戸籍データを保護するため、一連の戸籍事務処理の手順を経なければ、戸籍記録の変更、追加、又は削除をすることができない機能、戸籍記録において変更、追加又は削除をした場合は、その旨の記録とともに、従前の記録をも保存する機能、パスワード、識別カード等によって、端末装置の操作者が正当な権限を有する者であることを確認した上でなければ、端末装置の操作をすることができない機能、他の事務を処理する電子情報処理組織から戸籍記録に直接アクセスすることができない機能及びシステムに接続された電気通信回線を通じて戸籍記録が第三者に知られることを防止するための回線を制御する機能を有している。

2 戸籍の公開制度と罰則規定

平成20年に施行された戸籍法の一部改正により、第三者が戸籍謄本等の交付請求を行う場合は、法律に定める要件を満たす場合に制限され（戸籍法第10条の2）、交付請求の際に市区町村の窓口に出頭した者等の本人確認を行い（同第10条の3第1項）、窓口に出頭した者が請求者と異なる場合は代理権限等の確認を行うこととされている（同条第2項）。そして、偽りその他不正の手段により戸籍謄本等又は除籍等本当の交付を受けた者に対する過料の制裁を強化し、30万円以下の罰金に処することとされている（同第133条）。

3 守秘義務

戸籍事務を処理している市区町村の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはなら

ないとされており(地方公務員法第34条第1項), これに違反する行為がある場合には, 懲戒処分の対象となるほか, 処罰の対象とされている(同法第29条第1項第2号, 第60条第2号)。